

平成二十一年三月二十三日提出  
質問第二三八号

脳脊髄液減少症に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 脳脊髄液減少症に関する質問主意書

現在、こころの健康科学研究事業において、平成一九年四月一日から三カ年にわたり「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を行っている。本研究において、二五〇名の症例データを集める目標となっているが、未だ二二名しか集まっていないことが、今年二月二〇日の予算委員会第五分科会における政府参考人の答弁で明らかになった。三カ年計画の最後の年である来年度に、目標通り症例を集め、本当に臨床検討が出来るのか患者は非常に不安を抱いている。そこで、以下質問する。

- 一 限られた期間の中で、どのような方法で二五〇症例を集めるつもりであるのか。
- 二 協力患者を集めるに当たり、脳脊髄液減少症の患者団体と協力して行くつもりはないのか。
- 三 検査研究時の協力患者の検査料は自費扱いと聞いている。患者は経済的に苦しい方が多く、協力したくても現実的に出来ない原因のひとつになっていることが懸念される。臨床試験に協力して頂ける場合の検査料は当然、公費負担及び健康保険適応とすべきであると考えるがいかがか。

四 脳脊髄液減少症の症例の多い病院では、初診の病气確定検査及び、除外診断検査まで、健康保険適応が認められないケースが多く、脳脊髄液減少症かあるいは別の病气である可能性もあり、専門家からも疑問

の声が上がっている。このことについて厚生労働省は何らかの調査を行ったのか。行ったのであれば調査結果を明らかにされたい。最初の病気確定診断検査は当然保険適応であると考えるがいかがか。

五 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の研究班メンバーの中には、損害保険協会と非常に関係の深い医師がおり、損保側の立場に立った書籍を発行したり、交通事故による脳脊髄液減少症の裁判の際には、損保側の鑑定人にもなっていると聞いている。一般的に考え、公平かつ適切な人選とは思われないが、「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」と照らし合わせ、研究班メンバーとして妥当であるのか回答願いたい。

右質問する。